



第3章

改訂の基本的な考え方

第3章 改訂の基本的な考え方

1 特別支援教育の現状と課題

(1) 新設特別支援学校4校が開校（平成21年4月現在の状況）

- 平成20年4月に岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校が開校
- 平成21年4月に揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校が開校
 - 小学部・中学部・高等部を設置し、知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいにも対応した特別支援学校を各地域に整備

平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン（以下「当初プラン」と言う）」に基づき、「地域化」地域ごとに適正配置する 「総合化」多様な障がいに対応できる特別支援学校を整備する 「一貫化」小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う 「センター化」地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす 「専門化」社会的自立のため専門教育を充実する の5つの基本方針のもと、将来的に12校から20校に増やす計画で、特別支援学校の整備に取り組んでいます。

当初プラン策定から2年が経過した平成20年4月、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校の2校を開校しました。いずれも、知的障がい、肢体不自由、病弱を対象とし、小学部・中学部・高等部を設置しています。

また、重度の障がいのある児童生徒のための緊急支援を図る目的で、同じく平成20年4月から、恵那特別支援学校高等部（重複障がい学級）と東濃特別支援学校可茂分教室を設置しました。恵那特別支援学校は平成22年に恵那南高校旧岩村校舎へ一括移転、可茂地域の特別支援学校は平成23年に開校する予定であり、いずれも、それまでの間の暫定設置としています。さらに、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部1年生から順次入学）を開校することとなりました。

その他、平成21年4月現在で、予算措置も含め、整備スケジュールが決定している学校は以下のとおりです。

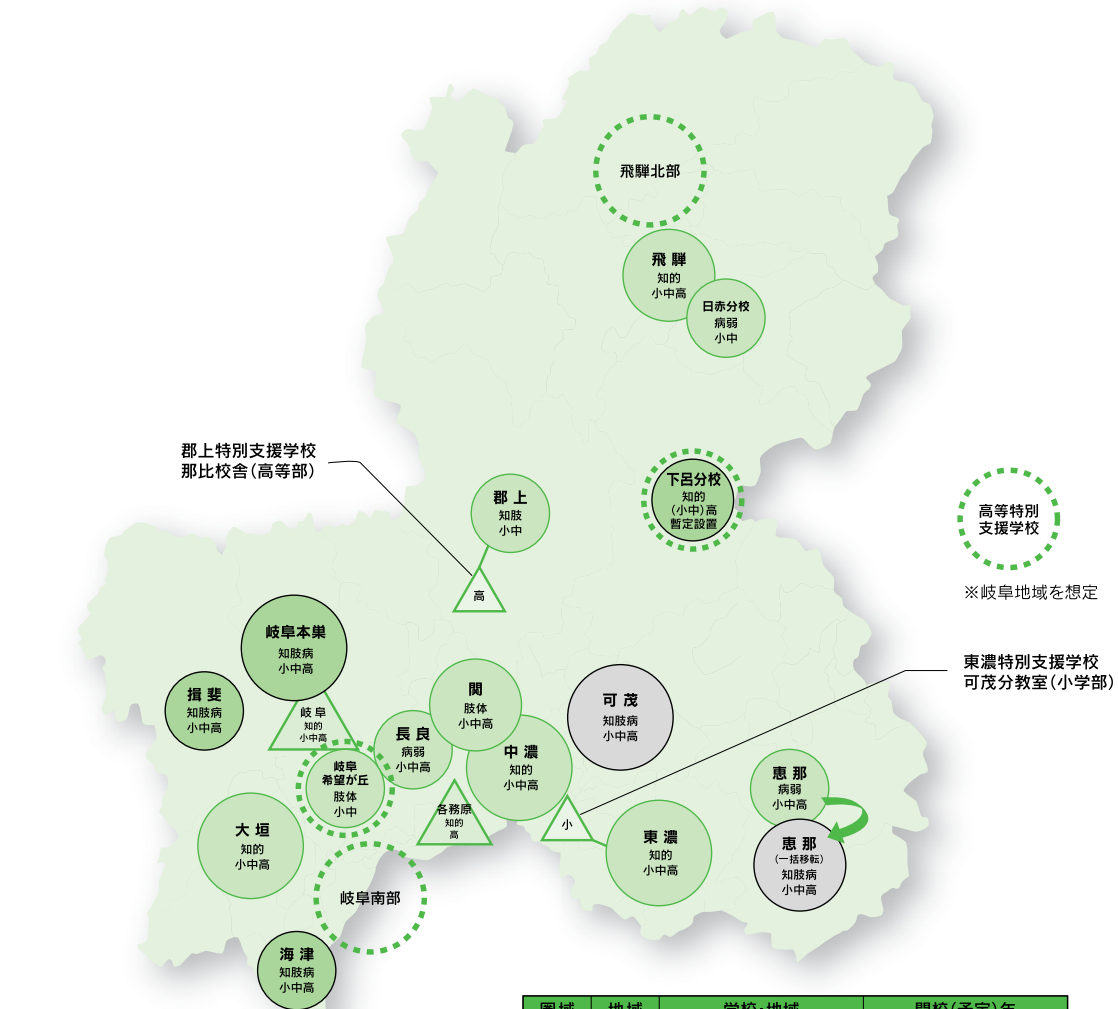
開校年	学校名	設置学部	対応する障がい種別
平成22年	恵那特別支援学校	小・中・高	知的・肢体・病弱
平成23年	可茂地域の特別支援学校	小・中・高	知的・肢体・病弱

なお、当初プランにおいては、岐阜南部地域は平成21年度以降、飛騨南部地域、飛騨北部地域は平成24年度以降に特別支援学校を開校することを検討することとしており、整備候補地の検討をはじめ、整備スケジュールの具体化が課題となっています。

また、高等特別支援学校についても、平成24年度以降の開校を検討することとしており、職業教育の充実と併せ、具体的な整備内容の検討が課題となっています。

さらに、岐阜中央地域の特別支援学校については、鷺山地区福祉施設再編整備に連動して検討することとしており、平成19年度より、関係諸機関との協議を始めています。

■ 岐阜県の特別支援学校 設置状況



- 県立特別支援学校(既存校) 10校
- 県立特別支援学校(新設校) 4校
- 市立特別支援学校(既存校) 2校
- 県立特別支援学校(新設決定校) 1校
(一括移転 1校)
- 県立特別支援学校(新設予定校) 3校
(改築、改修 2校)

※平成21年4月現在の状況

圏域	地域	学校・地域	開校(予定)年
岐阜	北部	岐阜本巣	H20年度
		市立岐阜	-
	岐阜	市立各務原	-
		長良	-
		岐阜希望が丘	-
		→岐阜中央地域	P43整備スケジュール参照
		高等特別支援	P43整備スケジュール参照
南部	岐阜南部地域	P43整備スケジュール参照	
西濃	北部	揖斐	H21年度
	大垣	大垣	-
南部	海津	H20年度	
	郡上	郡上	-
中濃	中濃	中濃	-
	関	関	-
	可茂	可茂地域	H23年度
東濃	西部	東濃	-
	東部	恵那	-
		→一括移転	H22年度
飛騨	北部	飛騨北部地域	P43整備スケジュール参照
	高山	飛騨	-
		高山日赤分校	-
	南部	下呂分校	H21年度
		→飛騨南部地域	P43整備スケジュール参照

(2) 特別支援学校、特別支援学級の児童生徒数が急増

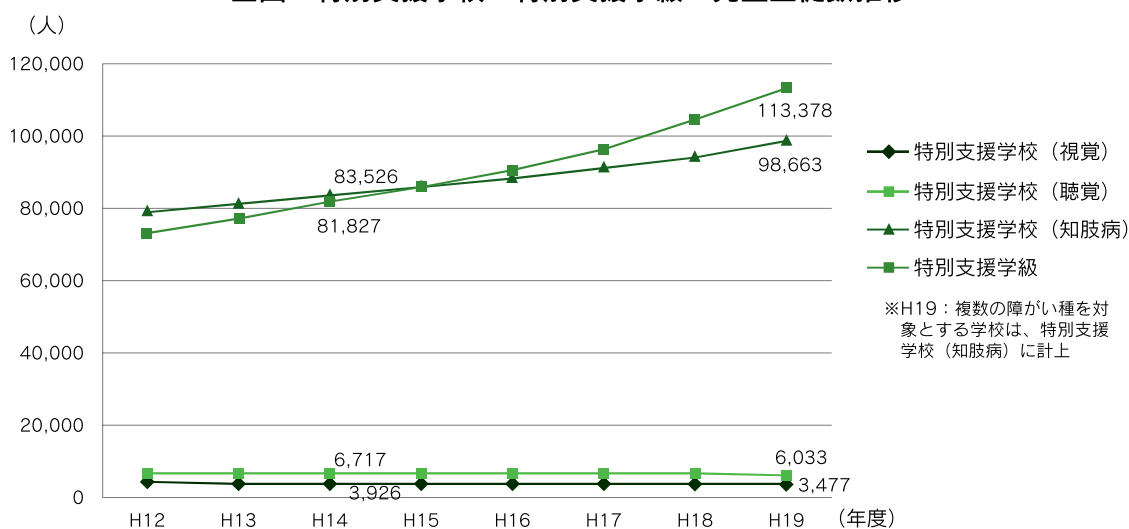
- 特別支援学校（知的、肢体不自由、病弱）
5年間に 全国 18%増加 岐阜県 31%増加
- 特別支援学級
5年間に 全国 39%増加 岐阜県 46%増加
→ 特別支援学校の整備による狭隘化の解消

近年、少子化が進む中、特別支援学校に通う児童生徒が急増しています。

全国の状況を見ると、知的障がい、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校（旧養護学校以下「特別支援学校」と言う）においては、平成14年度から19年度の5年間で18%の増加となっており、全国的に学校の教室不足が深刻化しています。一方、視覚障がい、聴覚障がいを対象とする特別支援学校（旧盲学校、聾学校 以下「特別支援学校（視覚／聴覚）」と言う）においては、5年間で約1割減となっています。また、小・中学校の特別支援学級においては、39%もの増加となっています。

平成12年度から17年度の5年間の増加率（特別支援学校においては15%、特別支援学級においては33%）と比較しても、平成17年度からの2年間において、その増加傾向はさらに顕著となってきています。

全国 特別支援学校・特別支援学級 児童生徒数推移



（平成19年度文部科学省調査より）

岐阜県においても、全国の推移と同様、増加傾向が見られます。

特別支援学校においては、平成15年度から20年度の5年間で、428人、31%の増加となっており、全国と比較して13ポイントも高い増加率となっています。一方、特別支援学校（視覚／聴覚）においては、ほぼ横ばい状態となっています。

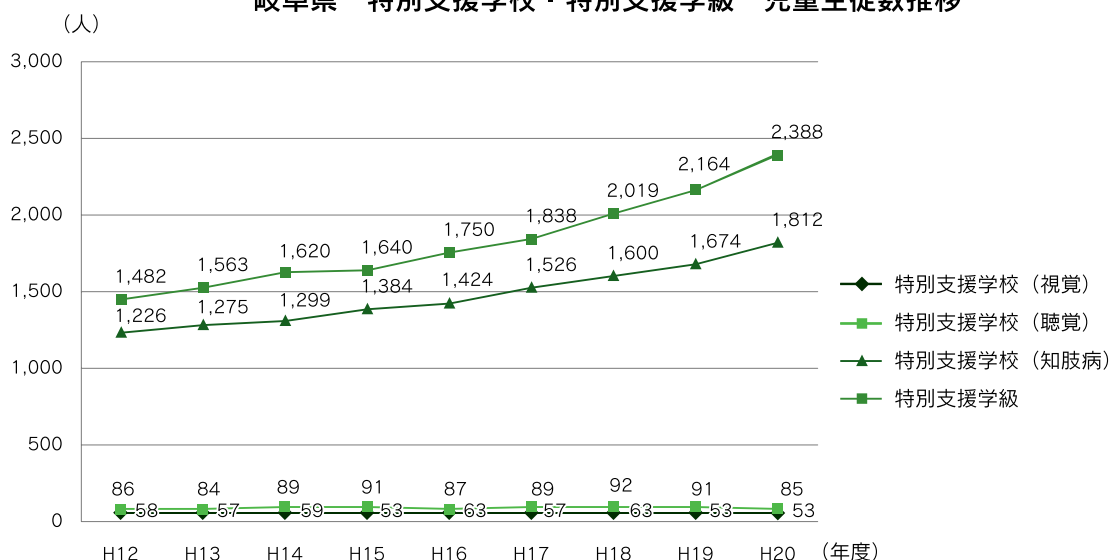
また、小・中学校の特別支援学級においては、748人、46%の増加となっており、全国と比較して4ポイント高く、その急増傾向は平成12年度から顕著となっています。

平成12年度から17年度の5年間の増加率（特別支援学校においては24%、特別支援学級におい

ては27%)と比較しても、平成17年度からの3年間に於いて、その増加傾向はさらに顕著となっています。

このような状況の中、特別支援学校の教室不足は依然として深刻な状況であり、新設特別支援学校の整備及び既存校の教室整備が必要となっています。

岐阜県 特別支援学校・特別支援学級 児童生徒数推移



(岐阜県教育委員会調査より)

少子化傾向にもかかわらず、特別支援学校に通う児童生徒数が増加している背景には、次のことが影響していると考えられています。

医療や福祉の発達、特別支援教育に対する理解啓発等により、保護者の中には、一人一人に応じたきめ細かな教育を受けられるよう、特別支援学校や特別支援学級への就学を積極的に希望する人が増えてきた。

就学前の健診においても、有所見者数、療育手帳取得者数が大幅に増加してきた。

かつては障がいと認識されなかった発達上の特性が新たに脳の器質的な障がいとして認識されるようになった。

総出生児数が大幅に減少する中で、医学の発達に伴って救命率が高まった結果、超低出生体重児の出生数が増加し、医療的支援を受けながら地域生活を送る子どもが増加した。

(3) 障がいの重度・重複化が顕著

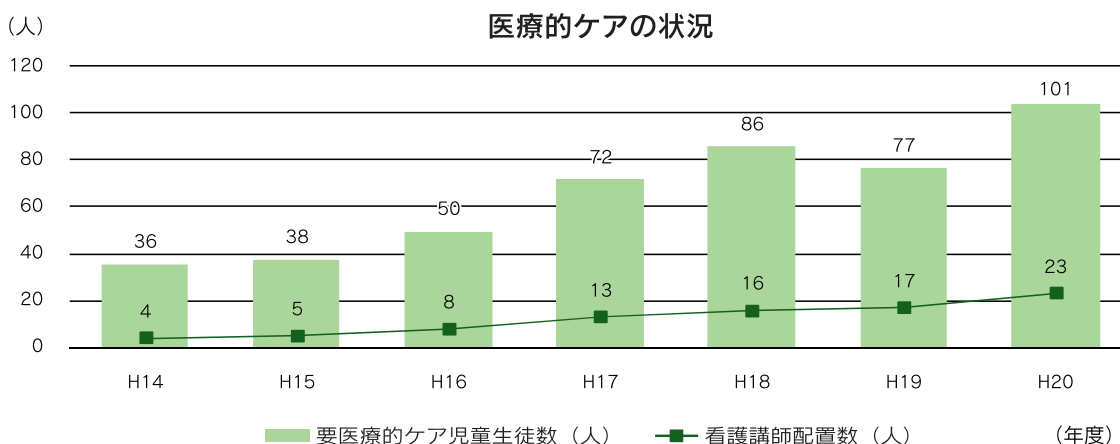
- 肢体不自由特別支援学校では、83%が重複障がい
- 医療的ケアを必要とする児童生徒数が急増 6年間で約3倍
 - 総合化した特別支援学校の適正配置
 - 障がいの重度・重複化、多様化に対応する教員の専門性の向上
 - 適正な看護講師の配置

近年、幼児児童生徒の障がいの状態が、重度・重複化し、多様化が顕著となっています。障が

い種別で見ると、知的障がい特別支援学校に比べ、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校における重複障がいのある児童生徒数の割合が高くなっています。平成20年度では、肢体不自由特別支援学校における知的障がい等を併せ有する児童生徒数が83%、病弱特別支援学校においては70%となっています。（P110を参照）

また、知的障がい特別支援学校における重複障がいのある児童生徒数については、学校内の割合は高くないものの、平成15年度から20年度の5年間で21%増加しています。

そうした中、看護師が行う医療的ケア^{*1}を日常的に必要とする児童生徒数も増加傾向にあり、各学校に看護講師を配置した平成14年度から6年間で約3倍に増加しています。児童生徒が安心・安全な環境のもとで教育が受けられるよう、看護講師の適正な配置に取り組んでおり、同じく6年間で約4倍の看護講師を増配置しています。



(岐阜県教育委員会調査より)

こういった状況からも、重複障がい等の障がいの重い児童生徒が地域の特別支援学校に通うことができるよう、各地域に総合化された特別支援学校の整備が必要です。

また、総合化された特別支援学校においては、知的障がい、肢体不自由、病弱等どの障がいにも対応可能な教員の専門性が必要です。そのためには、特別支援学校に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状^{*2}の保有率の向上、さらには、複数の特別支援教育領域^{*3}にわたる免許状の取得も必要です。

(4) 自宅からの通学時間が長時間

○通学時間1時間以上の児童生徒数 359人 20%

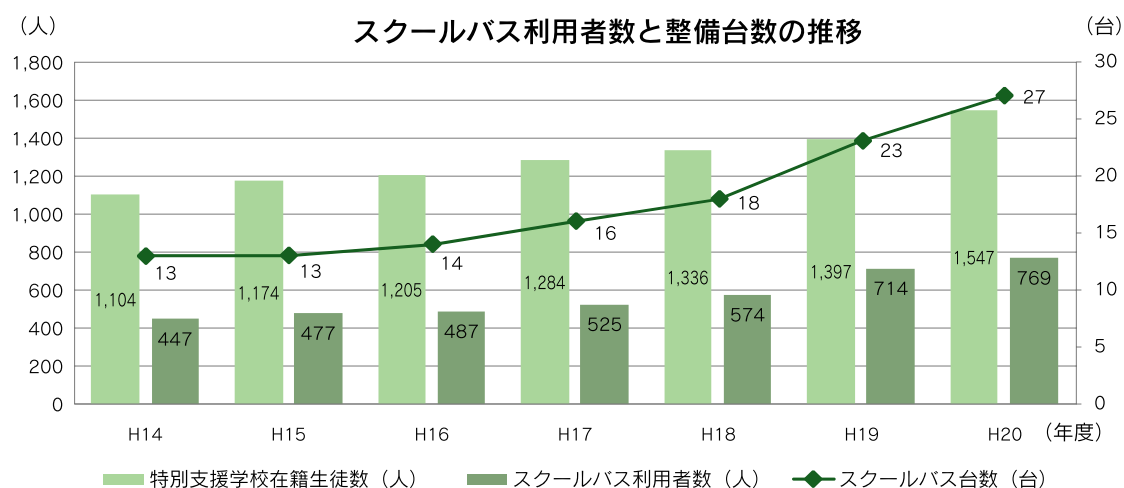
- 各地域に特別支援学校を整備し、長時間通学を解消
- スクールバスの整備

当初プランにおいては、特別支援学校の整備終了後には、すべての乗車希望者が利用可能となること、片道乗車時間を概ね60分以内にするを目標として、スクールバスの整備に取り組みました。

プラン策定時の整備状況は県立特別支援学校6校に16台でしたが、平成19年度からすべての特

別支援学校に配備し、平成20年度は新設校を含め12校27台となりました。スクールバスの整備に伴い、スクールバス利用者も増加しており、プラン策定後3年間で46%増加の769人となっています。

しかし、特別支援学校に通う児童生徒数が急増する中、スクールバス利用を希望する児童生徒数も増加しており、乗車希望がありながら乗車できず、保護者の送迎に頼っている状況は依然続いています。



(岐阜県教育委員会調査より)

また、すべての学校にスクールバスを配備したものの、児童生徒は地域内の様々な方角から通ってきている状況があり、複数の運行コースが必要な学校もあります。

さらに、岐阜県は全国で7番目に面積が広い上、特別支援学校数も少ない状況から、通学時間が1時間以上かかる児童生徒数は359人となっており、家庭からの通学生全体の20%に及び状況です(H20.5.1現在)。

地域別に見ると、岐阜南部(25%)、西濃北部(33%)、郡上(28%)、可茂(44%)、恵那(32%)、飛騨南部(72%)の地域が、比較的高い割合となっています。長時間通学者は、10年前(100人)と比較すると3.5倍となっており、このことから、各地域における特別支援学校の整備に合わせて、スクールバスの整備が必要となっています。

(5) 発達障がいのある幼児児童生徒への対応に課題

○校内委員会の設置率 (H19文部科学省調査)

小・中学校 100% 幼稚園 58% 高等学校 12%

○特別支援教育コーディネーターの指名率 (H19文部科学省調査)

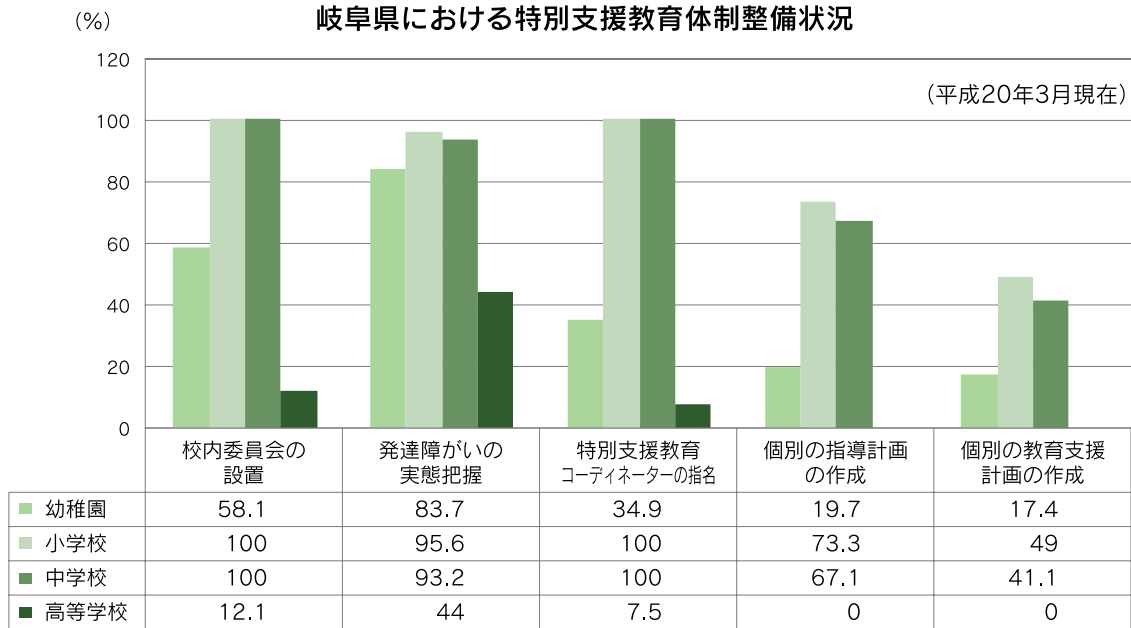
小・中学校 100% 幼稚園 35% 高等学校 8%

- 幼稚園、高等学校における支援体制の構築
- 特別支援学校のセンター的機能の充実

岐阜県では、これまで小・中学校等に在籍する発達障がいのある児童生徒に対して、岐阜県特

別支援教育連携協議会を設置するとともに、文部科学省「特別支援教育体制推進支援事業」等の委嘱を受け、特別支援教育を推進する体制づくりに努めてきました。また、特別支援教育コーディネーター養成研修や高等学校におけるLD等研修会も実施してきました。さらに平成18年度から、小・中学校にLD等通級指導教室を設置しています。

その結果、小・中学校では、校内委員会や発達障がいの実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名が進んできましたが、幼稚園や高等学校における体制整備、個別の教育支援計画の策定等については、今後の課題として残っています。



(平成19年度文部科学省調査より)

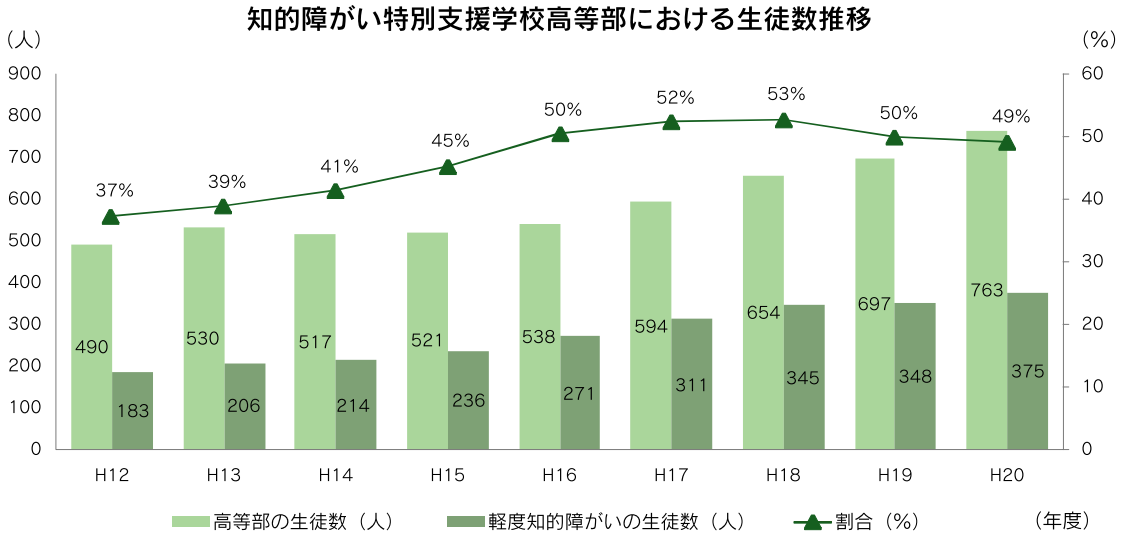
今後、発達障がい等の障がいのあるすべての幼児児童生徒の教育支援体制を確立するためには、教育的ニーズに応じたきめ細かい教育支援体制の確立が必要です。現在、文部科学省では、「特別支援教室（仮称）*4」の制度的検討を行っていますが、現状では、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室における柔軟できめ細かい連携体制の整備が必要であると考えます。さらに、外部専門家を活用した授業改善や幼稚園・保育所、高等学校、大学における特別支援教育の一貫した体制づくり、学校間の接続、就労支援の充実も課題となっています。

(6) 知的障がい特別支援学校の高等部生徒数が急増

- 知的障がい特別支援学校高等部生徒数 5年間で46%増加 (H15→H20)
- そのうち軽度知的障がいの生徒数 5年間で59%増加 (H15→H20)
- 軽度知的障がいの生徒の割合 45% (H15)→49% (H20)
 - 社会的自立に向けた職業教育の充実
 - 職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備

特別支援学校の児童生徒数が急増する中、知的障がい特別支援学校高等部においては、平成15

年度から20年度の5年間で46%増加しています。そのうち、軽度知的障がいの生徒数は59%も増加しており、高等部において約半数を占める状態となっています。小・中学校の特別支援学級等における児童生徒数の増加が、特別支援学校高等部への入学者の増加に影響していると考えられます。

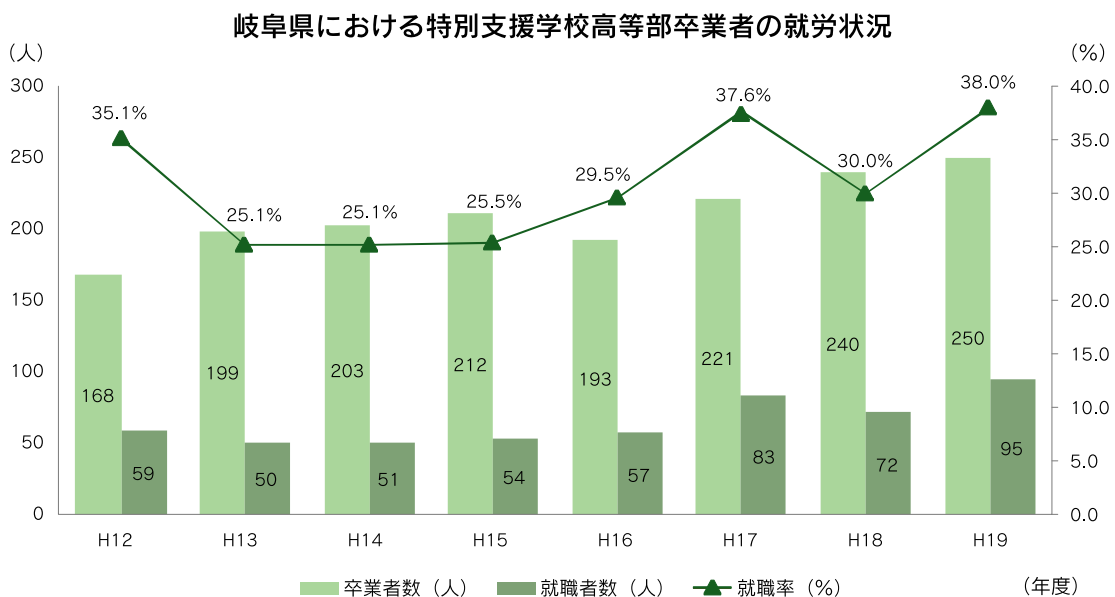


(岐阜県教育委員会調査より)

その反面、高等部卒業後の進路を見ると、ここ数年、一般就労する生徒数は30%前後で推移しており、軽度知的障がいの生徒数増に比例して増加していないのが現状です。企業求人が厳しい状況であり、職業選択の幅が限られていることがその原因であると考えられます。

そのため、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備を含めて、就労支援システムの構築や職場実習・職場開拓の充実等、職業教育の充実を図る必要があります。

高等特別支援学校（専門学科）の整備については、当初プランでは1校整備することとなっていますが、卒業後、地域で就職し、地域で生活していくことを考えると、各圏域ごとに同様の機能を整備する方向も検討する必要があります。



(岐阜県教育委員会調査より)

2 子ども・保護者のニーズ

当初プランの策定においては、平成17年度に県が実施した「政策総点検」で寄せられた県民からの意見や各地域の団体等からの要望を「子ども・保護者の願い」として次のようにまとめました。

- 地域の子どもは地域で育てたい
- 障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援学校に通いたい
- 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
- 特別支援学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい
- 職業的自立のための専門教育を受けたい

特別支援学校の整備等を進めるにあたっては、県民の意見を十分に把握し、児童生徒数の推移、整備の進捗等、毎年見直しながら整備することとしており、子どもかがやきプランの発表と同時に子どもかがやきプラン推進委員会を設置し、専門家や保護者、地域の関係者等の意見を伺いながら、プランを推進しています。

子どもかがやきプラン推進委員会は、医療、福祉、教育、保護者等の8人の委員から構成されています。平成18年度においては7回、平成19年度においては6回、平成20年度においては7回の委員会を開催し、特別支援学校整備、特別支援教育体制整備について協議を行いました。（P111を参照）また、特別支援学校の整備を計画している地域においては、子どもかがやきプラン説明会を開催し、保護者や地元住民から意見や要望を伺っています。それぞれの立場からいただいた多くの意見を要約すると次のようになります。

（地域で学びたい）

- ◇どのような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校の整備が必要である。
- ◇通学にかかる保護者や子どもの負担を軽減するため、スクールバスの整備が必要である。

（地域で育ちたい）

- ◇発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が適切な指導・支援を受けながら地域で育つことができるよう、一貫した支援体制を確立する必要がある。
- ◇地域住民や近隣小・中学校等との連携・交流を推進していく必要がある。

（地域で働き、地域に貢献したい）

- ◇地域で働き、地域に貢献する力の育成を目指して、職業教育の充実を図るとともに、高等特別支援学校の整備に向けた就労支援システムを確立する必要がある。
- ◇社会のニーズに対応した多様な作業学習を行う施設設備を整備する必要がある。

今回示した施策を推進するにあっても、子どもかがやきプラン推進委員会や子どもかがやきプラン説明会等において、保護者や専門家、地域の関係者等の意見や要望を把握し、その願いを十分に踏まえながら実施します。

3 基本理念

地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する

障がいの有無や状態にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい、一人一人の能力を最大限に発揮することができる「共生社会」の実現を目指し、地域の人たちと適切な人間関係を構築し、地域で自立した生活をし、地域に貢献する力を育成するための教育環境整備を行います。

4 基本方針

基本方針1 「地域で学ぶ」 特別支援学校の整備

特別支援学校に通う児童生徒数の増加、長時間の通学、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、知的障がい、肢体不自由、病弱等のような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

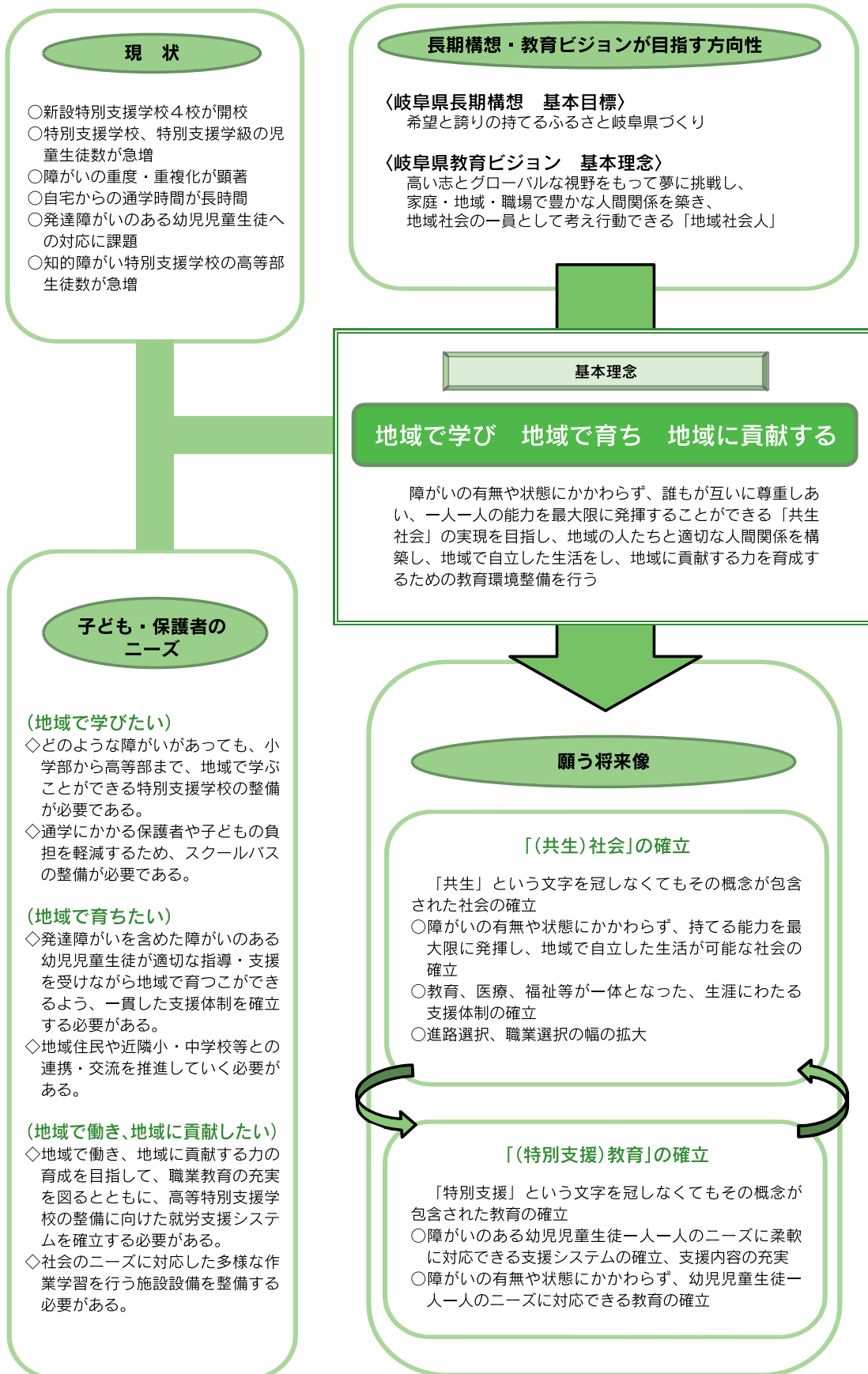
基本方針2 「地域で育つ」 支援体制の確立

特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立します。

基本方針3 「地域に貢献する」 職業教育の充実

卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

5 施策体系



基本方針・基本施策

施策内容

基本方針 1 「地域で学ぶ」 特別支援学校の整備

① 各地域の特別支援学校の整備

- ①-1 岐阜南部地域の特別支援学校の整備
- ①-2 飛騨南部地域の特別支援学校の整備
- ①-3 飛騨北部地域の特別支援学校の整備
- ①-4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備
- ①-5 高等特別支援学校の整備
- ①-6 既存校の改修整備
- ①-7 スクールバスの整備

② 多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化

- ②-1 地域の実情に応じた特別支援学校の総合化
- ②-2 校区の再編
- ②-3 各圏域における視覚・聴覚障がいへの対応

③ 一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置

- ③-1 飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置
- ③-2 岐阜中央地域の特別支援学校高等部の設置

基本方針 2 「地域で育つ」 支援体制の確立

④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

- ④-1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上
- ④-2 特別支援学校のセンター的機能の充実
- ④-3 個別の教育支援計画の作成・活用
- ④-4 教員の専門性の向上

⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実

- ⑤-1 就学前における自立支援
- ⑤-2 小・中学校における自立支援
- ⑤-3 高等学校における自立支援
- ⑤-4 特別支援学校における自立支援

⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

- ⑥-1 関係機関との地域支援ネットワークの確立
- ⑥-2 障がいの重度・重複化への対応
- ⑥-3 交流及び共同学習の推進

基本方針 3 「地域に貢献する」 職業教育の充実

⑦ 社会的自立を目指した職業教育の充実

- ⑦-1 企業内作業学習の開発と導入
- ⑦-2 就労支援ネットワークの構築
- ⑦-3 就労支援に関するセンター的機能の充実
- ⑦-4 職業自立支援員の配置

⑧ 高等特別支援学校（専門学科）の整備

- ⑧-1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備
- ⑧-2 自立に向けた生活支援の充実

***1 医療的ケア**

学校教育を受けるための健康保持に必要な医療行為及び日常的・応急の手当のこと。具体的には、たんの吸引、経管栄養、導尿などを指す。岐阜県においては、看護講師が実施することとしており、安全かつ円滑な実施に向け、主治医や校医、保護者と連携を図るとともに校内体制を整備している。

***2 特別支援学校教諭免許状**

「教育職員免許法」の改正（平成19年4月1日施行）により、学校制度の一本化に合わせて、盲、聾及び養護学校ごとの免許状を特別支援学校の免許状に一本化した。

***3 特別支援教育領域**

特別支援学校教諭免許状における教授可能な障がいに係る教育の領域のことを言い、視覚障がい者に関する教育 聴覚障がい者に関する教育 知的障がい者に関する教育 肢体不自由者に関する教育 病弱者に関する教育 の5つの領域がある。

***4 特別支援教室（仮称）**

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、発達障がい等の障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍した上で障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で教育や指導を行う形態（例えば「特別支援教室（仮称）」）とすることについて具体的な検討が必要であると提言された。

また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」において、特別支援教室のイメージとして、
、
、
タイプが示されている。

特別支援教室：ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

特別支援教室：比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障がいの状態に応じて相当程度の時間を特別支援教室で特別な指導を受ける形態

特別支援教室：一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態